

目次

1	はじめに	2
2	いじめの定義	2
3	いじめに対する本県の基本的認識	2
4	いじめ防止等のための対策内容	
	(1) いじめ防止等のための組織	3
	(2) いじめ防止等に関する措置	4
	(3) ネット上のいじめへの対応	6
5	その他の留意事項	6
6	重大事態への対応	7
7	その他	7
8	いじめチェックシート	
	(1) 学校生活	8
	(2) 家庭生活	9
	いじめ発生時の対応マニュアル	10
	「いじめ防止対策基本方針」	11

《巻末資料》

「児童生徒のいじめの実態調査アンケート」

「学校楽しーと」

「平成30年度 いじめ問題・人間関係づくりリーフレット

ネット時代に求められる人間力」

「平成30年度 いじめ対策リーフレット家庭用 いじめの問題の解消に向けて」

学校いじめ防止基本方針

鹿児島市立宮川小学校
平成26年9月策定
平成30年5月改定

1 はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画や写真、SNSの投稿など、新たないじめにつながりかねない問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相をみせている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、平成27年3月に県教育委員会が作成した「いじめ対策必携」をもとに、県及び市のいじめ防止基本方針をもとに、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方に加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「学校いじめ防止基本方針」をここに策定した。

学級担任をはじめ教職員一人一人がまずはこの基本方針を熟読し正しく理解するとともに、研修を実施するなど積極的な活用を図ることで、すべての児童が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていけるものとする。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめに対する本県の基本的認識

〈平成22年4月県教委「生徒指導に関する取組の徹底について(通知)から抜粋〉

- 1 本県においては、平成8年9月に、いじめを受けていた中学生が自殺するといった痛ましい事故が発生していることを、重く受け止めること。
- 2 いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「一件でも多く発見し、一件でも多く解決する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けること。

また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めること。

- 3 いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速

に誠意ある対応をすること。

- 4 いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行うこと。
- 5 いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、必要に応じ、警察とも連携を図るほか、小・中学校においては、出席停止についても検討すること。
- 6 過去にいじめがあった事例については、該当児童生徒のその後の状況を十分に把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援すること。
なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意すること。
- 7 いじめ問題について、学校が年間を通して全員で取り組む契機となるように、学期はじめの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設置し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業を実施したり、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促したりすること。
- 8 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めること。

(1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考え。そこで、本校においては、全教育活動を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

4 いじめ防止等のための対策内容

(1) いじめ防止等のための組織

いじめ防止等を実効的に行うための中核となる、「生活指導係会」を設置する。この会は、毎月1回開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

【構成員】 全職員 ※ 必要に応じてPTA会長、学校評議員、心理や福祉関係などの外部専門家

- 【活動】
- いじめについての共通理解と指導體制の確立・強化
 - いじめの事例についての報告、分析、対策の決定
 - 「学校いじめ防止基本方針」の策定・見直し
 - アンケートの調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
 - 「いじめ」「不登校」等を含めた生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
 - 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針の決定

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

例 児童集会・縄跳び大会・1年生を迎える会・卒業を祝う会等

イ 教職員が主体となった活動

・ 児童の規範意識，帰属意識を相互に高め，自己有用感を育む授業づくりを目指す。

・ いじめの防止のための児童の自主的な取組を支援する。

(児童が自らいじめの問題について考え，議論する活動や校内でのいじめ撲滅，命の大切さを呼びかける活動，児童同士で悩みを聞き合う活動等)

・ 日常的に，つらいことがつらいといえる人間関係づくりや，児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに，教育相談日を設け，児童に寄り添った相談体制づくりを目指す。

・ 教科や特別な教科「道徳」，学級活動の時間等を中心として，道徳教育(いじめ問題を自分のこととして捉え，考え，議論する)や情報モラル教育を実施し，いじめとは何か，いじめは決して許されないという人権感覚を育むことを目指す。

・ インターネットや携帯電話を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり，被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

・ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため，保護者や地域との連携を推進する。

ウ 地域・保護者が主体となった活動

・ 地域や保護者は子どもたちの日頃の様子を観察し，いじめやいじめにつながる情報があったらすぐに学校に知らせる。(含：ネットトラブル)

・ あいご会や地域行事等で子ども同士が理解し合える場を設定する。

・ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため，常に学校との連携を図る。

・ いじめは絶対に許されない行為であることを親子で考える機会を設ける。

② いじめの早期発見

ア いじめられた児童，いじめた児童が発することの多いサインを，教職員及び保護者で共有し，いじめ発見に努める。(別紙1・2)

イ いじめの事実の有無を全ての児童を対象に定期的に学校楽しいーと等のアセスメントを実施し，心身の状態や交友関係の状況等を多面的，客観的に把握する。

ウ インターネット上のいじめは，外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有していることを踏まえ，アンケート調査や個人面談等から，早期発見に努める。

エ アンケート実施後に教育相談をし，児童が相談しやすい雰囲気作りを目指す。

オ 各学級担任等がもっているいじめに繋がる可能性のある情報，配慮を要する児童に関する情報等を生徒指導主任が集約し，教職員間で共有し対応にあたる。

カ 県作成の「いじめ対策必携」の活用を図る。

キ 管理職をはじめ，全教職員による校内巡視等を実施する。

③ いじめに対する措置

- ア いじめが確認された場合の対応
- ・ 職員は「これぐらい」という感覚はなくし、その時、その場でいじめの行為を止めさせる。
 - ・ いじめられた児童やいじめを通報した児童の身の安全確保を最優先とした措置をとる。
 - ・ いじめの事実について校長、教頭に速やかに通報する。
 - ・ 必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家等と連携して対応する。
- イ 情報の共有
- ・ いじめの発見・通報を受けた職員は、校長、教頭と協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図り指導にあたる。
- ウ 事実関係についての調査
- ・ 速やかに関係職員と校長、教頭とで協議し、調査の方針を決定する。
 - ・ 調査の時点で重大事案であると判断した場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
 - ・ 児童からの聞き取りに当たっては、児童が話をしやすいように担当する職員を複数選任する。
 - ・ 必要に応じて全児童に調査を行う。
- エ 解決に向けた指導及び支援
- ・ 専門的な支援が必要な場合は、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
 - ・ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適宜・適切な情報の共有を図る。保護者への連絡については、担任を通じて事実を丁寧に説明する。
 - ・ 事実関係が把握された時点で、校長が指導及び支援方針を決定する。
 - ・ 指導及び支援方針に変更等が必要な場合は、速やかに協議し、校長が決定する。
 - ・ 全ての指導及び支援について、組織的に対応する。
- オ 関係機関への報告
- ・ 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
 - ・ 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。
- カ 継続指導・経過観察
- ・ 全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

◆ 「いじめが解消している」状態

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

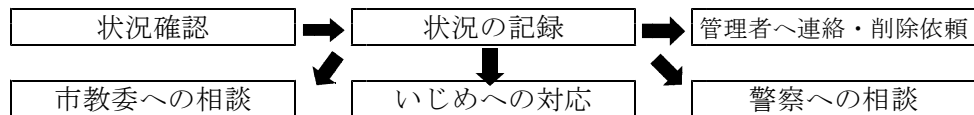
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省から）

- ④ 取組についての評価・改善
- ・ 本取組が適切であったかについて全職員で意見交換をし、よりよい取組に改善していく。

(3) ネット上のいじめへの対応

- ① ネットいじめとは
文字や画像を使い、特定の児童への誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為にあたる。
- ② ネットいじめの予防
 - ア フィルタリングや保護者による見守り
 - イ 教科や学級活動、道徳等における情報モラル教育の充実
 - ウ 適宜、機会を捉えて情報モラルに関する指導
 - エ インターネット利用等に関する職員研修
 - オ 保護者を対象としたネットトラブルの研修会の実施
- ③ ネットいじめへの対処
 - ア 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報等により、ネットいじめの把握に努める。
 - イ 不当な書き込みを発見したら、以下の手順で対処する。



5 その他の留意事項

- (1) 組織的な指導体制
いじめを認知した場合は、教職員一人が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、生徒指導係会等による緊急対策会議を開催し、指導方針を確立し、組織的に取り組む。
- (2) 校内研修の充実
本校においては、本基本方針（「学校いじめ防止基本方針」）を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について全ての職員で共通理解を図る。
また、具体的な事例研修を定期的（毎月1回、職員会議の後）に実施していく。
- (3) 校務の効率化
教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作る等、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- (4) 学校におけるいじめ防止等の取り組み点検・充実
県教育委員会が作成した『いじめ対策必携』に掲載されている「いじめられている子供がだすサイン」の活用を通じて、学校におけるいじめ防止等の取り組み点検や充実を目指す。
- (5) 地域や家庭との連携について
より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員との連携、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携協働する体制を構築していく。
- (6) 関係機関との連携について
いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。
 - ① 市教育委員会との連携
 - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応
 - ・ 関係機関との調整
 - ② 警察との連携

- ・ 生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係機関との連携
 - ・ 福祉課への相談
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での児童の生活，環境の実態把握
- ④ 医療機関との連携
 - ・ 精神面に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療，指導・助言

6 重大事態への対応

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には，重大事態として直ちに，校長が市教育委員会に報告するとともに，対応にあたる。
 - ① 児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 高額な金品を奪い取られた場合
 - ② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合
 - ・ 年間の欠席が30日以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は状況により判断
- (2) 事案について，調査により明らかになった事実関係については，個人情報の保護に配慮しつつ，適宜，適切な方法で保護者に説明する。
- (3) 事実確認については，担任・学年主任・生徒指導主任を中心に，以下の観点で調査する。

・ 誰が誰をいじめているのか？	【被害者と加害者の確認】
・ いつ・どこで起こったのか？	【時刻と場所の確認】
・ どんな内容のいじめであったか？	【内容】
・ いじめのきっかけは何か？（背景事情）	【背景と要因】
・ いつごろから，どのくらい続いているのか？	【期間】

- (4) 校長を通じて教育委員会に報告後，各関係機関と連携を図り対応する。
- (5) 緊急対応については以下のようにする。
 - ① 事態の状況確認，情報収集，情報整理については，該当学年部で対応する。
 - ② 児童の状況確認と支援・指導，児童の心のケアについては，校長の指導のもと，該当外学年部を中心に対応する。
 - ③ 教職員の心のケアについては，校長の指導のもと組織的に対応するとともに，必要に応じて教育委員会や相談機関との連携を図る。
 - ④ 外部との連携やマスコミ対応については，教頭を窓口として対応する。

7 その他

- (1) 宮川小学校学校いじめ防止基本方針は，ホームページで公表し，児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め，実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- (2) 宮川小学校学校いじめ防止基本方針は，1年に1回全職員で見直しを行い，より実効性の高い基本方針になるよう改善を重ねる。(P D C A サイクル)

8 いじめチェックシート

① 学校生活

※ いじめ対策必携平成27年3月改訂より

学校生活

1 朝の会

- 遅刻，欠席が増える。
- 出席確認の際，声が小さい。

2 授業の開始時

- 涙を流した気配が感じられる。
- 一人だけ遅れて教室に入る。

3 授業中

- 筆圧が弱くなる。
- 頭痛，腹痛などを訴え，保健室に行くことが多い。
- ふざけた質問をする。(無理にやらされている可能性がある)

4 休み時間

- 一人でいることが多い。
- わけもなく階段や廊下等を歩いている。
- 用もないのに職員室等に来る。
- 仲良しでない者とトイレに行く。(無理にやらされている可能性がある)

5 給食時

- 食べ物にいたづらをされる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 好きな物を級友に譲る。(無理にやらされている可能性がある)

6 清掃時

- 目の前にゴミを捨てられる。
- 人の嫌がる仕事を一人でする。(無理にやらされている可能性がある)

7 放課後

- 顔にすり傷や鼻血の跡がある。
- 用事がないのに残っている目がある。
- 部活動に参加しない。
- 他の子の荷物を持って帰る。(無理にやらされている可能性がある)

8 その他

- うつむきがちで視線を合わさない。
- 寂しそうな暗い表情をする。
- 独り言を言ったり，急に大声を出したりする。
- 日記，作文，絵画などに気にかかる表現が表れる。
- 教材費，写真代などの提出が遅れる。
- 言葉遣いが荒れた感じになる。(無理にやらされている可能性がある)
- 校則違反，万引きなどの問題行動が目立つようになる。
(無理にやらされている可能性がある)
- 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり，やぶられたりしている。

② 家庭生活

家庭生活

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。殴られた傷跡などを見られるのを避けるため、裸になるのを嫌がる。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜、眠れなかったりする日が続く。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、八つ当たりをしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 友人からの電話で不自然な外出が増える。
- 携帯電話やメールの着信音におびえている。
- パソコンやスマートフォン等をいつも気にしている。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がなくなる。
- ささいなことでも決断できない。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれたりしている。